

豊前市条件付一般競争入札（デジタル関連物品・サービス）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、豊前市の契約に係る条件付一般競争入札の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）及び豊前市財務規則（昭和41年規則第4号。以下「財務規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象契約）

第2条 条件付一般競争入札の対象となる契約（以下「対象契約」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）デジタル機器又は情報システムに関する物品・サービスの調達（購入又は賃貸借、業務委託等）のうち、財務規則第109条の各号並びに第109条の2で定める随意契約に該当しない契約
- （2）上記以外で市長が必要と認めたもの。

2 対象契約の選定は、指名委員会の審議を経た上で行うものとする。

（入札参加資格の要件）

第3条 条件付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者でなければならない。

- （1）施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て中、又は更生手続中でないこと。また、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て中、又は再生手続中でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りでない。
- （3）財務規則第92条第2項に規定する名簿に登録されている者であること。ただし、登録がない場合は、参加申込時に登録に必要な書類を提出し、審査の結果、登録可能であると認められた者であること。
- （4）国税及び地方税を滞納していないこと。
- （5）参加意向申出日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分又は豊前市及び福岡県から指名停止措置を受けていないこと。
- （6）その他、対象契約ごとに定める要件を満たしている者。

（公告）

第4条 市長は、当該対象契約を条件付一般競争入札に付そうとするときは、施行令第167条の6及び財務規則96条の規定により公告（以下「公告」という。）を行い、その周知を図るものとする。

（入札参加申請）

第5条 条件付一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類のうち、市長が指定するものを条件付一般競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式）に添えて当該公告で指定する期日までに市長に提出しなければならない。なお、書類の様式は入札説明書により指定するものとする。

- (1) 仕様申立書
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- (入札参加資格の確認)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、入札参加資格の有無を確認し、豊前市条件付一般競争入札参加資格確認通知書（別記第4・5号様式）により通知するものとする。

- 2 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由に不服があるときは、市長が定める期限までに書面により説明を求めることができるものとする。
- 3 市長は、前項の規定による請求に対しては、書面により速やかに回答するものとする。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、その請求者を当該入札に参加させるものとする。

(入札参加資格の喪失)

第7条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により条件付一般競争入札に参加できることとなった者（以下「入札参加資格者」という。）が、入札日までの間に次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該入札に参加させないものとし、その旨理由を付して当該入札参加資格者に通知するものとする。

- (1) 入札参加資格の要件を欠いたとき。
- (2) 第5条の申請書又はその添付書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。
- (3) 前各号に掲げる者のほか条件付一般競争入札に参加させることが、著しく不適当と認められるとき。

(質問及び回答)

第8条 当該対象契約の仕様書に関して質問がある者は、質問書を提出期限日までに、市長に申し出なければならない。

- 2 市長は、前項の質問書を受理したときは、回答期限日までに回答するものとする。

(入札の執行)

第9条 入札の執行回数は1回とする。

- 2 入札書と併せて内訳書を提出しなければならない。
- 3 入札参加者が1者となったときにおいても、入札を執行するものとする。

(その他)

第10条 条件付一般競争入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則

この要領は、令和5年8月29日から実施する。